

改正

平成15年7月12日条例第24号

平成15年12月19日条例第35号

平成17年6月30日条例第33号

平成17年10月1日条例第65号

平成20年6月30日条例第29号

平成21年12月25日条例第88号

平成23年3月31日条例第17号

令和元年7月17日条例第13号

宮崎市子ども医療費助成に関する条例

宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例（昭和49年条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部を助成することにより、その疾病等の治療を容易にするとともに、保健福祉の増進と健全な発育の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- （2）小中学生 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（乳幼児を除く。）をいう。
- （3）子ども 乳幼児及び小中学生をいう。
- （4）保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護する者をいう。
- （5）社会保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

- (6) 保険医療機関等 この条例の規定による医療費の助成（以下「助成」という。）を受けることができる子どもが社会保険各法の規定により保険給付を受けることができる場合において、当該社会保険各法の規定により当該子どもに対する医療を行うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護事業者その他の者をいう。

（助成の要件）

第3条 助成を受けることができる子どもは、本市に住所を有する者であり、かつ、社会保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による医療費の全額給付を受けることができる者
- (2) 宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成7年条例第5号）又は宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和50年条例第41号）の規定による医療費の助成を受けることができる小中学生
- (3) 前2号に掲げる法令以外の法令による医療費の全額給付を受けることができる者

（申請等）

第4条 子どもの保護者は、助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、子どもが前条に規定する助成の要件に該当するときは、その旨を認定する。
- 3 前項の規定による認定は、子どもが前条に規定する助成の要件に該当することとなつた日から効力を生じる。
- 4 市長は、第2項の規定による認定を受けた子ども（以下「対象者」という。）が前条に規定する助成の要件に該当しなくなったときは、当該認定を取り消す。

（受給資格証）

第5条 市長は、対象者の保護者（以下「受給者」という。）に対し、規則で定めるところにより、受給者であることを証する書類（以下「受給資格証」という。）を交付する。

- 2 受給者は、助成を受けようとするときは、保険医療機関等に対し、受給資格証を提示しなければならない。
- 3 受給者は、前条第4項の規定により認定を取り消されたときは、直ちに受給資格証を市長に返還しなければならない。

(助成)

第6条 市長は、対象者が保険医療機関等において医療を受けたときは、当該医療に要する費用（食事療養及び選定療養に係る費用を除く。）から社会保険各法の規定により保険者又は共済組合が負担すべき額（国又は地方公共団体が負担すべき額があるときは、これを加えて得た額）を控除した額（以下「自己負担分相当額」という。）の助成を行う。ただし、小中学生にあっては、自己負担分相当額（入院に係るものを除く。）から1の保険医療機関等（薬局を除く。）につき1人月額200円（自己負担分相当額が200円に満たないときは、自己負担分相当額）を控除した額の助成を行う。

2 前項ただし書の場合において、1の保険医療機関等で歯科及び歯科以外の医療を受けたときは、当該医療に関する給付は、2の保険医療機関等で行われたものとみなす。

(助成の方法)

第7条 助成は、助成の額を保険医療機関等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、社会保険各法の規定により療養費が支給されたときその他市長が特に必要があると認めるときは、受給者に支払うことによって、助成を行うことができる。

3 前項の助成は、受給者の申請に基づいて行う。

4 前項の申請は、対象者が保険給付を受けた月の翌月の初日から起算して1年を経過した日以後においては、することができない。

(届出等)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 対象者が第3条に規定する助成の要件に該当しなくなったとき。

(2) 対象者に係る保険者又は共済組合に変更があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(返還等)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を行った額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、助成の事由が第三者の行為によって生じた場合において、助成を行ったときは、当該助成を行った額の限度において、対象者が第三者に対して有する損害賠償請求権を対象者に代わって行使することができる。

3 前項に規定する場合において、対象者が第三者から助成の事由と同一の事由について損害賠償の支払を受けたときは、その額の限度において助成を行わず、又は助成を行った額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

改正

平成15年7月12日規則第46号

平成17年3月31日規則第30号

平成17年6月30日規則第41号

平成20年6月30日規則第41号

平成23年12月28日規則第44号

平成28年3月30日規則第11号

平成29年6月27日規則第48号

平成30年3月30日規則第48号

平成31年3月29日規則第23号

令和元年11月1日規則第37号

宮崎市子ども医療費助成に関する条例施行規則

宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（平成6年規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市子ども医療費助成に関する条例（平成12年条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受給資格認定の申請）

第2条 条例第4条第1項の規定による申請は、子ども医療費受給資格証交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- （1）子どもが社会保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者であることを証明する書類
- （2）その他市長が必要と認める書類

（子ども医療費受給資格証）

第3条 条例第5条第1項の受給資格証は、子ども医療費受給資格証（様式第2号）によるものとする。

（受給資格認定の申請の却下）

第4条 市長は、条例第4条第1項の規定による申請を却下したときは、子ども医療費受給資格証交付申請却下通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(受給資格証の再交付の申請)

第5条 受給資格証が紛失、汚損等により使用できなくなったときは、受給者は、子ども医療費受給資格証再交付申請書(様式第4号)により、市長に再交付を申請することができる。

(申請)

第6条 条例第7条第3項の規定により申請しようとする者は、子ども医療費助成申請書(様式第5号)により、市長に申請しなければならない。

(届出等)

第7条 条例第8条第3号の市長が必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 受給者又は対象者の氏名に変更があったとき。
- (2) 受給者又は対象者の住所に変更があったとき。
- (3) 受給者の振込先口座に変更があったとき。

2 条例第8条の規定による届出は、同条第1号に該当するものにあつては子ども医療費助成受給資格喪失届(様式第6号)、同条第2号又は第3号に該当するものにあつては子ども医療費助成受給資格変更届(様式第7号)によるものとする。

3 受給者が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第23条又は第24条の規定による届出をしたときは、当該届出と同一の事由に基づく条例第8条の規定による届出をしたものとみなす。

(返還の通知)

第8条 市長は、条例第9条第1項又は第3項の規定により返還させるときは、子ども医療費助成返還通知書(様式第8号)により、助成を受けた者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。